

## 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会車いす貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、車いすの貸与について必要な事項を定める。

(被貸与者)

第2条 車いすの被貸与者は、町内に在住する歩行が困難な者とする。

(申請)

第3条 車いすの貸与を受けようとする者は、車いす利用申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

(決定)

第4条 会長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、相当と認めるときは、保有台数の範囲において車いす利用決定・却下通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(利用料)

第5条 貸与の利用料は、無料とする。

(貸与期間)

第6条 車いすの貸与期間は、貸与の承認をした日より1ヶ月とする。但し、自立を促すことを目的にさらに貸与が必要と認められる場合には、1ヶ月を限度に期間を延長することができる。

2 前項に定める期間を延長する場合は、再申請をするものとする。

(貸与品の取扱い)

第7条 車いすの貸与を受けた者は、その機器について善良な管理を行うとともに、他目的に使用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 車いすの全部又は一部を毀損、滅失したときは、ただちに会長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会日常生活用具貸与要綱（昭和62年4月1日施行）は、廃止する。ただし、すでに本要綱により貸与している者の利用料について基本料は徴収しないものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の改正前に、第2条第1号から第3号に定める福祉機器を利用している者は、改正前の利用料を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月19日から施行する。